

○石狩川流域下水道組合次世代育成支援対策推進法の特定事業主を定める規則

制 定 平成17年4月27日 規則第2号

次世代育成支援対策推進法施行令（平成15年政令第273号）第2項の規則で定める次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第19条第1項の地方公共団体の機関、その長又はその職員（以下「機関等」という。）で政令で定めるものは、次の表の左欄に掲げるものとし、同令第2項の規定で定める職員は、当該機関等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる者とする。

石狩川流域下水道組合長	石狩川流域下水道組合長が任命する職員
-------------	--------------------

附 則（平成17年4月27日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。